



長野県報

3月30日(金)
平成24年
(2012年)
号外

目次

規則

特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則(県民協働・NPO課)	1
信州ものづくり産業投資応援条例に基づく不動産取得税の課税免除の手續に関する規則の一部を改正する規則(産業政策課)	5
長野県工業技術総合センター試験等手数料の額を定める規則の一部を改正する規則(ものづくり振興課)	6
長野県都市公園規則の一部を改正する規則(都市計画課)	6
県営住宅等の管理に関する規則の一部を改正する規則(住宅課)	6

告示

長野県看護職員修学資金貸与規程の一部改正(医療推進課)	7
長野県医学生修学資金貸与規程の一部改正(医療推進課医師確保対策室)	8
長野県医師研究資金貸与規程の一部改正(医療推進課医師確保対策室)	9
訓練手当支給要綱の一部改正(人材育成課)	13

訓令

長野県立学校長職務規程の一部改正(高校教育課)	13
長野県立高等学校校務処理規程の一部改正(高校教育課)	13
長野県立学校職員服務規程の一部改正(高校教育課)	13



特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成24年 3月30日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第21号

特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則

特定非営利活動促進法施行条例施行規則(平成10年長野県規則第36号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第8条」を「第16条」に、「及び」を「、第3章及び第5章並びに」に改める。

第2条に次の1項を加える。

5 法第10条第3項の規定による補正は、同条第1項に規定する申請書又は書類のうち、同条第3項の規定による補正を行ったもの(当該補正を行ったものが前項に規定する書類であるときは、それぞれ副本1部を添えるものとする。)を添付した補正書(様式第2号)により行うものとする。

第3条の見出しを「(設立(合併)登記完了の届出)」に改め、同条中「に規定する届出書」を「の規定による届出」に、「様式第2号」を「様式第3号」に改める。

第4条第1項中「様式第3号」を「様式第4号」に改める。

第5条第1項中「法第25条第4項」を「条例第3条第1項」に、「様式第4号」を「様式第5号」に改め、同条第2項中「収支予算書」を「活動予算書」に改め、同条に次の1項を加える。

3 法第25条第5項において準用する法第10条第3項の規定による補正は、法第25条第4項に規定する申請書又は書類のうち、同条第5項において準用する法第10条第3項の規定による補正を行ったもの(当該補正を行ったものが前項に規定する書類であるときは、それぞれ副本1部を添えるものとする。)を添付した補正書により行うものとする。

第6条の見出し中「軽微な事項に係る」を削り、同条中「法第25条第6項」を「条例第4条第1項」に、「様式第5号」を「様式第6号」に改める。

第15条第1項中「第7条第2号」を「第15条第2号」に改め、同条第2項中「第7条第5号」を「第15条第5号」に改め、同条を第23条とし、同条の前に次の7条を加える。

(認定申請書)

第16条 条例第8条に規定する申請書は、認定申請書(様式第16号)によるものとする。

(認定の有効期間の更新申請書)

第17条 条例第9条に規定する申請書は、認定の有効期間の更新申請書(様式第17号)によるものとする。

(認定特定非営利活動法人の定款の変更等)

第18条 法第52条第2項(法第62条において準用する場合を含む。)

の規定による定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款の提出は、認証を受けた変更後の定款等の提出書(様式第18号)により行うものとする。

(代表者の氏名の変更の届出)

第19条 法第53条第1項(法第62条において準用する場合を含む。)の規定による届出は、代表者変更届出書(様式第19号)により行うものとする。

(役員報酬規程等の提出)

第20条 法第55条第1項(法第62条において準用する場合を含む。)に規定する書類の提出は、役員報酬規程等提出書(様式第20号)に同項に規定する書類及びその写しを添付して行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、知事が法第55条第1項の所轄庁以外の関係知事である場合にあっては、前項に規定する写しの添付を要しない。

3 第1項の規定にかかわらず、法第54条第2項第2号に掲げる書類を既に提出している場合であってその内容に変更がないときは、当該書類の内容に変更がない旨を記載した書類の提出をもって当該書類の提出に代えることができる。

4 法第55条第2項(法第62条において準用する場合を含む。)の規定による書類の提出は、助成金の支給実績等提出書(様式第21号)に同項に規定する書類及びその写しを添付して行うものとする。

5 法第55条の規定により提出する場合を除くほか、法第56条(法第62条において準用する場合を含む。)の閲覧又は謄写の用に供するため、認定特定非営利活動法人は、次の表の区分の欄に掲げる場合に、同表の提出すべき書類の欄に掲げる書類を、同表の提出すべき時期の欄に掲げる時期においてそれぞれ1部提出するものとする。

区 分	提出すべき書類	提出すべき時期
認定を受けた場合	法第44条第2項第2号及び第3号の書類	法第44条第2項の規定による提出時
仮認定を受けた場合	法第58条第2項において準用する法第44条第2項第2号及び第3号の書類	法第58条第2項において準用する法第44条第2項の規定による提出時

(仮認定申請書)

第21条 条例第12条に規定する申請書は、仮認定申請書(様式第22号)によるものとする。

(合併認定申請書)

第22条 条例第14条に規定する申請書は、合併認定申請書(様式第23号)によるものとする。

第14条中「に規定する」を「(法第64条第7項において準用する場合を含む。)に規定する」に、「様式第13号」を「様式第15号」に改め、同条を第15条とする。

第13条の見出し中「財産目録等」を「貸借対照表等」に改め、同条中「財産目録及び貸借対照表」を「貸借対照表及び財産目録」に改め、「主たる」を削り、同条を第14条とする。

第12条第1項中「第6条第1項」を「第7条第1項」に、「様式第12号」を「様式第14号」に改め、同条に次の1項を加える。

3 法第34条第5項において準用する法第10条第3項の規定による補正は、法第34条第4項に規定する申請書又は書類のうち、同条第5項において準用する法第10条第3項の規定による補正を行っ

たもの(当該補正を行ったものが前項において準用する第2条第4項に規定する書類であるときは、それぞれ副本1部を添えるものとする。)を添付した補正書により行うものとする。

第12条を第13条とする。

第11条中「様式第11号」を「様式第13号」に改め、同条を第12条とする。

第10条中「様式第10号」を「様式第12号」に改め、同条を第11条とする。

第9条第1項中「様式第8号」を「様式第10号」に改め、同条第2項中「様式第9号」を「様式第11号」に改め、同条を第10条とする。

第8条中「様式第7号」を「様式第9号」に改め、同条を第9条とする。

第7条第1項中「第29条第1項」を「第29条」に、「書類の」を「事業報告書等の」に、「様式第6号」を「様式第8号」に改め、同条第2項中「第29条第1項」を「第29条」に、「同条第2項の閲覧」を「法第30条の閲覧又は謄写」に改め、同項の表を次のように改める。

区 分	提出すべき書類	提出すべき時期
設立又は合併の認証を受けた場合	当該設立又は合併の認証に係る法第13条第2項(法第39条第2項において準用する場合を含む。)の登記に関する書類の写し及び法第14条又は第35条第1項の財産目録	法第13条第2項(法第39条第2項において準用する場合を含む。)の規定による届出時
役員の名又は住所若しくは居所に変更があった場合	法第23条第1項の変更後の役員名簿	法第23条第1項の規定による届出時
定款の変更(法第25条第3項の規定により所轄庁の認証を受けなければならない事項に係るものを除く。)をした場合	法第25条第6項の変更後の定款	法第25条第6項の規定による届出時
定款の変更に係る登記をした場合	法第25条第7項の登記に関する書類の写し	法第25条第7項の規定による提出時

第7条を第8条とし、同条の前に次の1条を加える。

(定款の変更登記の完了に係る証明書の提出)

第7条 法第25条第7項の規定による登記事項証明書の提出は、定款変更に係る登記事項証明書提出書(様式第7号)により行うものとする。

様式第13号中「第14条関係」を「第15条関係」に、「の規定」を「(同法第64条第7項において準用する場合を含む。)の規定」に改め、同様式を様式第15号とする。

様式第12号中「第12条関係」を「第13条関係」に改め、同様式を様式第14号とする。

様式第11号中「第11条関係」を「第12条関係」に改め、同様式を

様式第13号とする。

様式第10号中「第10条関係」を「第11条関係」に改め、同様式を様式第12号とする。

様式第9号中「第9条関係」を「第10条関係」に改め、同様式を様式第11号とする。

様式第8号中「第9条関係」を「第10条関係」に改め、同様式を様式第10号とする。

様式第7号中「第8条関係」を「第9条関係」に改め、同様式を様式第9号とする。

様式第6号中「第7条関係」を「第8条関係」に、「第29条第1項の規定」を
「第29条
(第52条第1項) の規定 に、「財産
(第62条において準用する第52条第1項) 」
目録」を「活動計算書」に、「収支計算書」を「財産目録」に、「役員名簿」を「年間役員名簿」に、
「6 前事業年度の社員のうち10人以上の者の氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)及び住所又は居所を記載した書面
7 記載事項に変更があった定款
8 定款の変更に係る認証に関する書類の写し
9 定款の変更に係る登記に関する書類の写し」
を
「6 前事業年度の末日における社員のうち10人以上の者の氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)及び住所又は居所を記載した書面」
に改め、同様式を様式第8号とし、同様式の前に次の様式を加える。
(様式第7号)(第7条関係)
定款変更に係る登記事項証明書提出書
年 月 日
長野県知事 殿
特定非営利活動法人 主たる事務所の所在地
名称
代表者氏名 ㊤
電話番号
第25条第7項
特定非営利活動促進法(第52条第1項)
(第62条において準用する第52条第1項)
の規定により、定款の変更に係る登記事項証明書を提出します。
様式第5号中「特定非営利活動法人の名称
代表者氏名 ㊤」を
「特定非営利活動法人 主たる事務所の所在地
名称 ㊤に、「第25
代表者氏名 ㊤」
条第6項の規定」を
「第25条第6項
(第52条第1項) の規定 に改め、同
(第62条において準用する第52条第1項) 」
様式を様式第6号とする。
様式第4号を様式第5号とする。
様式第3号中「特定非営利活動法人の名称
代表者氏名 ㊤」を

「特定非営利活動法人 主たる事務所の所在地
名称 ㊤に、「第23
代表者氏名 ㊤」
条第1項の規定」を
「第23条第1項
(第52条第1項) の規定 に改め、同
(第62条において準用する第52条第1項) 」
様式を様式第4号とする。
様式第2号を様式第3号とし、様式第1号の次に次の様式を加える。
(様式第2号)(第2条、第5条、第13条関係)
補正書
年 月 日
長野県知事 殿
申請者 住所
氏名 ㊤
電話番号
〔法人にあっては主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕
第10条第3項
(第25条第5項において準用する第10条第
特定非営利活動促進法 3項)
(第34条第5項において準用する第10条第
3項)
の規定による補正をしたので申し出ます。
記
1 補正の内容

補正後	補正前

2 補正の理由
様式第15号の次に次の様式を加える。
(様式第16号)(第16条関係)
認定申請書
年 月 日
長野県知事 殿
特定非営利活動法人 主たる事務所の所在地
名称
代表者氏名 ㊤
電話番号
特定非営利活動促進法第44条第1項の規定による認定を受けたい
ので申請します。

設立年月日	年 月 日
事業年度	月 日～ 月 日
過去の認定の有無 過去の認定の有効期間 認定をした所轄庁	有 ・ 無 年 月 日～ 年 月 日 ()
過去の仮認定の有無 仮認定を受けた日 仮認定をした所轄庁	有 ・ 無 年 月 日 ()
認定取消の有無 取消の日 取消をした所轄庁	有 ・ 無 年 月 日 ()
仮認定取消の有無 取消の日 取消をした所轄庁	有 ・ 無 年 月 日 ()
その他の事務所の所在地	

(様式第17号) (第17条関係)

認定の有効期間の更新申請書

年 月 日

長野県知事 殿

認定特定非営利活動法人 主たる事務所の所在地
名称
代表者氏名 ㊤
電話番号

特定非営利活動促進法第51条第2項の規定による認定の有効期間
の更新を受けたいので申請します。

事業年度	月 日～ 月 日
認定の有効期間	年 月 日～ 年 月 日
その他の事務所の所在地	

(様式第18号) (第18条関係)

認証を受けた変更後の定款等の提出書

年 月 日

長野県知事 殿

認定特定非営利活動法人 主たる事務所の所在地
(仮認定特定非営利活動法人) 名称
代表者氏名 ㊤
電話番号

特定非営利活動促進法第52条第2項(特定非営利活動促進法第62
条において準用する同法第52条第2項)の規定により、下記のとおり
同法第25条第3項の規定による認証を受けた定款の変更について、
定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を
提出します。

記

- 1 定款の変更の認証を受けた年月日
- 2 定款の変更の内容

変 更 後	変 更 前

(様式第19号) (第19条関係)

代表者変更届出書

年 月 日

長野県知事 殿

認定特定非営利活動法人 主たる事務所の所在地
(仮認定特定非営利活動法人) 名称

代表者氏名 ㊤

電話番号

特定非営利活動促進法第53条第1項(特定非営利活動促進法第62
条において準用する同法第53条第1項)の規定により、下記のとおり
代表者を変更したので届け出ます。

記

- 1 変更年月日
- 2 変更後の氏名
- 3 変更前の氏名

(様式第20号) (第20条関係)

役員報酬規程等提出書

年 月 日

長野県知事 殿

認定特定非営利活動法人 主たる事務所の所在地
(仮認定特定非営利活動法人) 名称

代表者氏名 ㊤

電話番号

特定非営利活動促進法第55条第1項(特定非営利活動促進法第62
条において準用する同法第55条第1項)の規定により、同項に規定
する書類を提出します。

(様式第21号) (第20条関係)

(助成金の支給を行った場合用)

助成金の支給実績等提出書

年 月 日

長野県知事 殿

認定特定非営利活動法人 主たる事務所の所在地
(仮認定特定非営利活動法人) 名称

代表者氏名 ㊤

電話番号

特定非営利活動促進法第55条第2項(特定非営利活動促進法第62
条において準用する同法第55条第2項)の規定により、助成金の支
給を行ったので、同法第54条第3項に規定する書類を提出します。

(海外への送金又は金銭の持出しを行う場合用)

助成金の支給実績等提出書

年 月 日

長野県知事 殿

認定特定非営利活動法人 主たる事務所の所在地
(仮認定特定非営利活動法人) 名称

代表者氏名 ㊤

電話番号

特定非営利活動促進法第55条第2項(特定非営利活動促進法第62
条において準用する同法第55条第2項)の規定により、海外へ
送金
金銭の持出しを行う(行った)ので、同法第54条第4項に規定する
書類を提出します。

(様式第22号)(第21条関係)

仮認定申請書

年月日

長野県知事 殿

特定非営利活動法人 主たる事務所の所在地
名称

代表者氏名 ㊤

電話番号

特定非営利活動促進法第58条第1項の規定による仮認定を受けた
ので申請します。

設立年月日	年月日
事業年度	月日～月日
過去の認定の有無 (有の場合は認定した 所轄庁)	有・無 ()
過去の仮認定の有無 (有の場合は仮認定し た所轄庁)	有・無 ()
その他の事務所の所在地	

(様式第23号)(第22条関係)

合併認定申請書

年月日

長野県知事 殿

認定特定非営利活動法人 主たる事務所の所在地
(仮認定特定非営利活動法人) 名称

代表者氏名 ㊤

電話番号

特定非営利活動促進法第63条第3項の規定により、下記のとおり
同条第1項の規定による合併をすることについて認定を受けた
(同条第2項)ので申請します。

記

1 合併後存続する(合併によって設立する)特定非営利活動法人
の名称

代表者の氏名

主たる事務所の所在地

電話番号

2 合併によって消滅する特定非営利活動法人の名称

代表者氏名

主たる事務所の所在地

現に行っている事業の概要

電話番号

附則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

県民協働・NPO課

信州ものづくり産業投資応援条例に基づく不動産取得税
の課税免除の手續に関する規則の一部を改正する規則をこ
こに公布します。

平成24年3月30日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第22号

信州ものづくり産業投資応援条例に基づく不動産取得
税の課税免除の手續に関する規則の一部を改正する規
則

信州ものづくり産業投資応援条例に基づく不動産取得税の課税免
除の手續に関する規則(平成17年長野県規則第24号)の一部を次の
ように改正する。

第2条第1項第4号中「次号」を「次号及び第9号」に改め、同
項中第9号を第11号とし、第8号の次に次の2号を加える。

(9) 家屋等を事業の用に供したことに伴って増加した雇用者が、
条例第2条第1項第2号に規定する雇用者であることを証する
書類

(10) 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定
する中小企業者にあつては、その旨を証する書類

様式第1号中

新(増)設し た事業所等	名称	
	所在地	

を

企業概要	資本金の額又は出資の総額	千円
	従業員数	人
新(増)設し た事業所等	名称	
	所在地	

に改める。

様式第4号中

常時使用 する者	日々雇い 入れる者	常時使用 する者	日々雇い 入れる者	常時使用 する者	日々雇い 入れる者
-------------	--------------	-------------	--------------	-------------	--------------

を

常勤雇用 者	その他の 者	常勤雇用 者	その他の 者	常勤雇用 者	その他の 者
-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------

に改め、同様式に注として次のように加える。

(注) 常勤雇用者とは、雇用保険法第4条第1項に規定する被
保険者で、期間の定めのない労働契約を締結しているもの
をいう。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 信州ものづくり産業投資応援条例の一部を改正する条例(平成
24年長野県条例第23号)附則第2項の規定により従前の例による
こととされる不動産取得税に関するこの規則による改正後の信州
ものづくり産業投資応援条例に基づく不動産取得税の課税免除の
手續に関する規則の規定の適用については、なお従前の例による。

産業政策課

長野県工業技術総合センター試験等手数料の額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成24年3月30日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第23号

長野県工業技術総合センター試験等手数料の額を定める規則の一部を改正する規則

長野県工業技術総合センター試験等手数料の額を定める規則(昭和58年長野県規則第11号)の一部を次のように改正する。

別表の機械金属の項中

(5) マイクロダイナミクス測定試験		
--------------------	--	--

を

(5) 音響パワーレベル測定	〃	14,000
(6) 音響インテンシティ測定	〃	2,800
(7) マイクロダイナミクス測定試験		

に改め、同表の化学等の項中「1件 25,000」を

1件	12,000
----	--------

1件1試料	21,000
〃	12,000

1件1試料	21,000	に改め、同表の成績表作
〃	12,000(分析時間が2,000秒を超える場合には、12,000円に2,000秒を超える2,000秒までごとに1,700円を加算した額)	

成の項を次のように改める。

成績表作成	1件(30分までごとに1件とする。)	1,800
-------	--------------------	-------

別表の備考の11を同備考の12とし、同備考の10を同備考の11とし、同備考の9を同備考の10とし、同備考の8を同備考の9とし、同備考の7を同備考の8とし、同備考の6の次に次のように加える。

7 機械金属の項の8の(5)の試験における同一条件で測定可能な1件を超える手数料の額は、その超える1件について、2,800円とする。

別表の備考に次のように加える。

13 成績表作成の項の成績表の作成時間が30分未満のものうち、作成時間が5分未満のものの手数料の額は1件300円とし、5分以上10分未満のものの手数料の額は1件600円とする。

附則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

ものづくり振興課

長野県都市公園規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成24年3月30日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第24号

長野県都市公園規則の一部を改正する規則

長野県都市公園規則(昭和41年長野県規則第13号)の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「別表第2の5の備考の2及び7の備考の4」を「別表第2の6の備考の2及び同表の8の備考の4」に改め、同条第2項中「別表第2の15」を「別表第2の16」に改める。

別表第1中「球技場」を削り、同表の体育館の項の次に次のように加える。

球技場	条例第9条第1項第2号に掲げる行為
-----	-------------------

別表第3の3の体育館の項の次に次のように加える。

球技場	第1多目的室	1時間までごとに	100円
	第2多目的室		
	第3多目的室		
	第4多目的室		

別表第3の3中「別表第2の13」を「別表第2の14」に、「別表第2の14」を「別表第2の15」に改め、同表の4中「別表第2の9の(1)」を「別表第2の10の(1)」に改める。

別表第4中

補助競技場	午前8時30分から午後5時まで
球技場	
相撲競技場	

を

補助競技場	午前8時30分から午後5時まで
相撲競技場	

に改め、同表の体育館の項の次に次のように加える。

球技場	午前8時30分から午後5時まで
-----	-----------------

附則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

都市計画課

県営住宅等の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成24年3月30日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第27号

県営住宅等の管理に関する規則の一部を改正する規則

県営住宅等の管理に関する規則(昭和44年長野県規則第30号)の一部を次のように改正する。

第1条の2の次に次の1条を加える。

(入居者の資格)

第1条の3 条例第4条第1項に規定する規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。

- (1) 60歳以上の者
 - (2) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が次に掲げる障害の種類に応じ、それぞれ次に定める程度であるもの
 - ア 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度
 - イ 精神障害（知的障害を除く。ウにおいて同じ。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれかに該当する程度
 - ウ 知的障害 イに規定する精神障害の程度に相当する程度
 - (3) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2に掲げる重度障害の程度又は同第1号表ノ3の第1款症に定める障害の程度であるもの
 - (4) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
 - (5) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。）を受けている者
 - (6) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの
 - (7) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等
 - (8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者で次のいずれかに該当するもの
 - ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者
 - イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行つた者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの
 - (9) 犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）第2条第2項に規定する犯罪被害者等で知事が別に定めるもの
 - (10) 前各号に掲げる者のほか、特に居住の安定を図る必要がある者として知事が認める者
- 2 知事は、入居の申込みをした者が前項ただし書に規定する者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、職員をして、当該入居の申込みをした者に面接させ、その心身の状況、受けることができる介護の内容その他必要な事項について調査させることができる。
- 3 知事は、入居の申込みをした者が第1項ただし書に規定する者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要がある

と認めるときは、市町村の長に意見を求めることができる。

第20条の3中「第9条及び」を「第1条の3第2項及び第3項、第9条並びに」に改める。

第23条中「第2条」を「第1条の3、第2条」に改める。

第24条中「第2条」を「第1条の3」に改める。

別表第1の1中「石井団地 みやま団地」を「石井団地」に、

「星ヶ丘団地 関屋団地」を「関屋団地」に

改める。

別表第2の1の条例第14条第1項第1号の場合の項中「（昭和25年法律第144号）」を削り、同1の条例第14条第1項第4号の場合の項中「（昭和38年法律第168号）」、「（大正12年法律第48号）」、「（昭和25年厚生省令第15号）」及び「（昭和25年政令第155号）」を削る。

附則

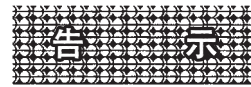
（施行期日）

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、別表第1の1の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 公営住宅法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第357号）附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日前に50歳以上である者に対するこの規則による改正後の県営住宅等の管理に関する規則第1条の3第1項第1号の規定の適用については、同号中「60歳」とあるのは「平成24年4月1日現在において56歳」とする。

住 宅 課



長野県告示第304号

長野県看護職員修学資金貸与規程（昭和37年長野県告示第355号）の一部を次のように改正します。

平成24年3月30日

長野県知事 阿部守一

第2条第1号エ中「第7条第6項」を「第6条の2第3項」に改め、同号オ中「第43条の4」を「第42条第2号」に、「重症心身障害児施設」を「医療型障害児入所施設のうち、同法第7条第2項に規定する重症心身障害児に対する同項に規定する障害児入所支援を行うもの」に改める。

附則

（施行期日）

1 この告示は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の長野県看護職員修学資金貸与規程の規定は、この告示の施行の日以後に長野県看護職員修学資金の貸与の決定があった者について適用し、同日前に当該修学資金の貸与の決定があった者については、なお従前の例による。

医療推進課